

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
「新製品等チラシ折込みサービスの取扱いに関する要領」

公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「センター」という。）が発行する情報誌「ビジネスサポートふくおか」にチラシを同封する新製品等チラシ折込みサービス（以下「折込みサービス」という。）の利用について、遵守すべき事項を次のとおり定めるものとする。

1 目的

中小企業等が持っている新製品・技術等の情報をセンターの情報誌に同封し、幅広く広報することにより、企業活動を支援することを目的とする。

2 サービス利用の手続き

折込みサービスを利用しようとする企業は、情報誌発行月の前月の20日までに、情報誌「ビジネスサポートふくおか」チラシ折込みサービス申込書（様式第1号）及び折込みチラシの見本をセンターに提出する。

3 折込みチラシ審査及び納品

(1) 折込みチラシの内容は、次の各号すべてに該当し、センターが適当と判断するものに限る。

①発行者が中小企業であるもの、または大企業であっても内容が県内中小企業の経営に資すると認められるもの

②公序良俗に反しない内容のもの

ただし、福岡県またはそれに準ずる機関が主催するイベントやセミナーまたは施策等の情報はこの限りではない。

(2) 利用企業は、審査に適合した折込みチラシをセンターが指定する場所に納品する。なお、折込みチラシのサイズはA4サイズまで（A3サイズの場合はA4サイズに二つ折りにして納入すること）とする。

4 利用料金の支払い

利用企業はセンターの請求に基づき、情報誌発行月の月末までに「折込みサービス」利用料金（別表1）に定める料金を納める。ただし、県内中小企業の経営に資するものとして特にセンターが認めたものについてはこの限りではない。

5 利用企業の責任と遵守事項

(1) 利用企業は、折込みチラシの内容について一切の責任を負うものとする。折込みチラシの内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等についてセンターは一切保証しない。

- (2) 利用企業は、本要領及びその他適用されるすべての法令を遵守するものとする。
- (3) 利用企業は、折込みサービスの利用に際して、次の各号の行為を行うことを禁止する。
違反行為によりセンターに損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
 - ① センター、他の利用企業及びその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
 - ② 法令に違反すること
 - ③ センターが定める各種規約、要領等に違反すること

6 利用要領の変更

センターは、個別に連絡することなくこの要領を適宜変更することができる。

附則

- 1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 従前の新製品等チラシ折り込みサービスの取り扱いに関する要領は廃止する。

(別表1)

「折込みサービス」利用料金

利用料金

A3版まで1部につき、10,000円(税込)

※ A3版の場合、A4版に二つ折りにして納入すること。

ただし、センター定款第51条に規定する賛助会員の利用料金については、1部につき、5,000円(税込)とする。

(様式第1号)

令和 年度

情報誌「ビジネスサポートふくおか」
チラシ折込みサービス申込書

(公財) 福岡県中小企業振興センター 宛

下記のとおり、チラシ折込みサービスを申込みます。

申込日：令和 年 月 日

事業所名 (代表者名)				印
所在地	〒			
	TEL		FAX	
	E-mail			
連絡担当者 氏名			賛助 会員	<input type="checkbox"/> 会 員 <input type="checkbox"/> 非会員

- 折込枚数 枚
・A4サイズ (A3サイズはA4サイズに二つ折りにしてください。)
- 折込内容 チラシ その他 ()
- 折込料 円
・A4サイズ1枚につき1万円(税込)です。※賛助会員は半額です。
- 希望折込月 月

※ お申込み締切は毎月20日です。(チラシは月末までに1,000部 納品願います。)
※ お申込みの際に折込みチラシの見本を添付下さい。
※ 申込状況により、希望折込月の折込みができない場合があります。
※ ご請求は情報誌発行後に送付致します。